

## 新年のご挨拶

理事長 森岡 和博



新年あけましておめでとうございます。

皆様方には日頃より AIBA の活動にご理解とご協力を頂き心より御礼申し上げます。

AMAZING AIBA を目指し、役員一同邁進していく所存です。

## 会員交流の場の更なる拡大

AIBA ではジェトロ様より引き継いだ貿易アドバイザー認定試験を毎年実施しています。この試験に合格されますと AIBA への入会資格が得られます。AIBA 認定試験の特徴は、世間一般にみられる試験合格証の受領に留まらず、合格者で構成される AIBA に入会することで、多彩な人材の会員との交流を図り、また AIBA 主催の勉強会或いは支部活動に参加し、会員同士切磋琢磨しながら中小企業等を支援するための知識と能力を更に高める機会を得ることができます。

AIBA では、今年もまた新しい会員を迎える予定です。今後も新しい会員に加わって頂き、益々 AIBA の活性化に貢献頂けますと幸いです。

## 認定試験実施と受験申込の電子化

昨年も全国7拠点で一次筆記試験を実施し、前年より若干多めの67名の受験応募者がいました。試験も予定通り昨年11月29日に完了し、二次面接試験が今年の1月24日に東京と大阪の2か所で予定されています。引き続き関係部門のご協力をお願いいたします。2024年

までは、受験者の皆様には印刷物の受験要項に記載して受験申込をして頂いていましたが、昨年からは AIBA の HP からオンラインで受験申込ができるようになりました。受験票もメールで受領できるようシステム開発を行いました。これにより、受験者の方々に更なる便宜を図ることができたものと思います。

昨今の円安下、国の施策も相まって輸出拡大の期待は高まりつつあります。AIBA 会員の活躍の機会も益々増えつつありますので、今年も AIBA の活動に積極的に参加頂き、ご支援・ご協力よろしくお願ひいたします。

## AIBA 認定貿易アドバイザー試験関連 第1次試験の結果報告

試験運営本部長 水口 久仁彦

第1次試験は、貿易・産業協力振興財団 (ITIC) 協賛の下、日本貿易振興機構 (ジェトロ)、国際機関日本アセアンセンター、日本商工会議所、国際商業会議所 (ICC) 日本委員会、日本貿易会、日本関税協会、日本商事仲裁協会、対日貿易投資交流促進協会 (ミプロ)、国際協力機構 (JICA) の後援を得て、11月29日 (土) に東京、名古屋、大阪、広島、福岡、仙台の全国6会場で実施されました。

受験申込者67名のうち、60名が第1次試験を受験し、20名が合格。第2次試験は1月24日 (土) に東京と大阪の2会場で実施し、2月初旬に結果が判明します。

今年も試験に先立ち、9月と10月に、それぞれ実力養成セミナーと直前対策セミナーを東京・大阪で開催し、今年度は前年度に続き東京会場で開催された両セミナーの録画を HP のビデオライブラリーから視聴する

## Contents (目次)

P1… 新年のご挨拶	森岡 和博
AIBA 認定貿易アドバイザー試験関連	
第1次試験の結果報告	水口 久仁彦
P2… 中国のシニアの TikTok 漬け、	
日本の10年後を映す鏡	荒木 史好
P3… 日本橋に阿吽あり、	
にっぽんばしに x x x (知らんけど)	芳賀 淳
P4… 初めての異文化体験	
～グローバル人材への若干の考察 (その24)	田中 徹郎

P4… Supply Side Global West 2025に参加して	白井 規直
P5… 経済制裁の功罪について思うこと	加藤 政直
P6… 新連載講座 安全保障貿易 Q&A	
第20回 キャッチャーオール規制	STC 研究会編
P7… 全体活動	
P8… 支部活動	
P9… アドバイザーの活動	
P10… 会員著書紹介、AIBA-NET 論壇	
P11… AIBA-NET Q&A	
回答者: (利見、水口、弓場の各氏)	
P12… 編集後記	

オンラインセミナーとして実施しました。セミナー申込者は87名（前年比14名増）、1人で両セミナーを申し込むと2口ですが、（リアルのみならず）オンラインでさらに2口申し込む人もいて、セミナー口数は150口（前年比15口増）。うち87口はオンラインセミナーの参加者です（リアル比で約1.4倍）。セミナー内容は、AIBA会員が作成した貿易実務（一般、運輸・通関、外為・決済）、国際マーケティング、貿易英語の三科目で構成された2025年度版受験対策講座テキストをベースに、実力養成セミナーでは各科目の要点を、直前対策セミナーではテキストに掲載されている本試験同様の4択形式の練習問題を中心に、講義と解説が行われました。アンケート結果からは「前倒しにしてくれて良かった」との声が6件ほどあり、これを受けて来期も実力セミナーを1か月前倒しで9月初めには実行する予定。テキスト作成の方も7月下旬から8月初旬には完成させ、セミナー参加者にお配りします。

さらに12月16日より上記テキストの販売を開始しました。2024年度版のテキスト販売実績は1か月前倒しにしたこともあり、前年比+11件の87件。以前から前年度版テキストの販売状況がセミナー受講者や受験申込者の増加に関連していると見ており、引き続き、前年度版テキストの販売にも力を入れていきます。

試験運営委員会の活動は、将来のAIBA会員の獲得に繋げ、AIBAの発展に繋がる仕事です。これからも皆様のご支援、ご協力を期待しています。



第1次試験東京会場風景（連合会館2階大会議室）

2025年11月29日（土）

## 一般寄稿

### 中国のシニアのTikTok漬け、日本の10年後を映す鏡

荒木 史好（大阪 #930）

中国人の同僚から「定年退職した父が、朝起きてから寝落ちするまでずっとTikTok（中国版・抖音）を見ている」と聞きました。彼女いわく、そんな高齢者は中国では珍しくないと言います。では、抖音は本当に“高

齢者の生活インフラ”になりつつあるのでしょうか。

抖音は2024年時点で7.6億人のデイリーアクティブユーザーを持つ巨大プラットフォームで、近年は50歳以上の“シルバー層”的存在感が急上昇しているようです。特に農村部や都市郊外では、一人暮らしの“空巣高齢者”にとって抖音は孤独を埋め、生活リズムを作る重要なツールとして機能し、心理的安定に寄与しているとの研究もあるようです。

ただ気になるのは、金銭面と生活の持続可能性です。都市部の年金は比較的安定しており、定年後も一定の生活水準が維持できる。一方、農村部の年金は月数千円～1万円台にとどまる例が多く、子どもからの仕送りが前提の家庭も少なくない。つまり“抖音漬け”が成立する背景には、①都市部では経済的余裕、②農村部では「お金を使わずに時間を潰せる手段としての依存」があり、立場によって意味合いが大きく異なるようです。

独居高齢者が長時間スマホに没頭することで、地域との関係が弱まる懸念はあるものの、各地の行政部門が抖音で年金説明や医療情報を配信し、「スマホの中に生活窓口がある」状態が広がりつつあるのも事実のようです。

では、この現象は日本にも訪れるのでしょうか。日本ではTikTok利用者が約3,300万人に達するものの、高齢者はテレビ・新聞・LINE・YouTubeが主流で、すぐに中国のような状況になるとは言い難いです。しかし、10年後には“TikTokネイティブ世代”が高齢期に入り、中国に近い環境が形成される可能性は確実にあります。短尺動画とECを組み合わせた「TikTokショッピング」の進展も、日本の情報・購買行動を変える引き金になると考えます。

ここで興味深いのは、「中国→日本」へ現象が伝播するという構図です。かつては“日本が先、中国が後”という感覚が私にもありました。今やその一部が逆転しています。実はこの構図は初めてではなく、例えば、キャッシュレス化、中国のQR決済は日本より5～10年先を行き日本側が後追いする形になり、ライブコマースは中国で巨大市場に育ち、後から日本でも普及が議論され始めました。フードデリバリーも都市部では中国が圧倒的に先行し、日本のサービス改善にも影響を与えています。社会インフラの形成スピードは日本より中国のほうが速く、人口規模と都市化率がその推進力になっています。

AIBAとして見るなら、抖音を起点に拡大する“シルバー消費のデジタル化”は、日中間の越境ビジネスの大きな示唆を含みます。ただし、SNSそのものが価値の源泉ではなく、その裏側の物流・通関・品質保証といった実務をどう設計するかが、AIBAの強みになっていく部分と考えます。

中国の高齢者が一日中スマホを見つめる光景は、一見すると不安にも映ります。しかしその背後には、孤

独の解消、情報アクセスの平等化という新しい社会課題への回答があります。抖音現象は、超高齢社会の日本にとっても近未来の“予告編”であり、冷静に学ぶべき点が多いです。ショート動画がインフラ化する時代を、どう受け止め、どう活かすか。今、その問い合わせ突きつけられているように感じました。

## 日本橋に阿吽あり、 にっぽんばしに×××（知らんけど）

芳賀 淳（兵庫 #562）

阿

新年は時間軸の原点です。ゼロにリセットするタイミングです。今年も既に三日坊主となった誓いが山積みです。

時間の原点があるならば空間の原点は何でしょう？北緯0度、東西0度の地点でしょうか？←地図で調べれば一目瞭然ですが、アフリカ・ギニア湾沖の地点です。

日本の地理上の原点はどこ？ということですが、兵庫県西脇市が「日本のへそ」を売り文句にしています。Oh, really ? (へー、そー)

<https://www.city.nishiwaki.lg.jp/kakukanogoannai/toshikeieibu/machizukurika/heso/1356508534664.html>

兵庫県民の私でも西脇市まではちょっとした旅なので、もう少しメジャーな空間の原点を探しました。

ありました。お江戸日本橋です。道路元標が埋められている地点です。道路元標は日本橋室町側、駅で言えば三越前側にあります。

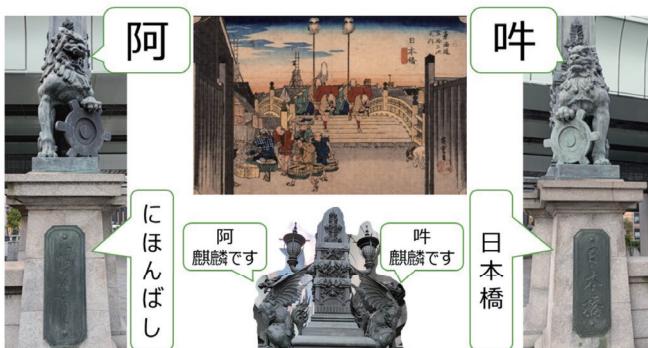
で、物見遊山な私は日本の空間原点を自らの目で確認しに行きました。道路元標は確かにありました。埋まっていました。

しかし道路元標以上に私の気を惹いたものは、日本橋の装飾です。

橋の端（一休さんですか？）に獅子。

橋の中ほどに麒麟。

下図のように見事な装飾です。



\*写真は歌川広重の構図と同じ側（銀座側）から撮りました。

\*今の日本橋は1911年完成、重要文化財です。大切に

渡りましょう。

<https://www.city.chuo.lg.jp/a0052/bunkakankou/rekishi/kunibunkazai/030621.html>

よく見ると、獅子は神社の狛犬のように阿吽の対になっています。

中央の麒麟も阿吽の対になっています。

阿吽は東大寺南大門に代表される仁王像にも見ることができます。

阿吽とは、宇宙の始まりから終わりまでを意味するサンスクリットの言葉です。要するに、初めから終わりまで、1月1日から12月31日まで、ここからあそこまで行ってまたここまで、ということです。世界最大ECサイトのロゴも、AからZまで矢印が引いてあります。最初から最後まで、何でも揃えます、ということですね。もしかしたらこの会社の創業者はかつて日本橋に来てヒントを得たのかもしれません（社名がNihombashiではないのが残念です）。

全国に数多い銀座に比べると日本橋はそれほどでもないようですが、実際の橋として大阪に残っています。もっとも、大阪の場合、日本橋を「にっぽんばし」と呼びます。

日本橋はにっぽんばしやろ。なんやて、にほんばしい？ ちやう、日本橋はにっぽんばしや、おっさんよく覚えとき！



んなことを言われそうな日本橋です。

日本橋（にっぽんばし）には阿吽の獅子も、狛犬も、麒麟もありません。しかし下を流れる川（道頓堀川）に下りる階段があります。江戸日本橋（にほんばし）にはそれがあります。

そうそう、日本橋（にっぽんばし）にはごつつきいスーツケースをゴロゴロ引いたアジア方面からのインバウンド客がめっちゃおるで。日本橋（にっぽんばし）から大阪名物えびす橋まで川沿い遊歩道で5分ほどやし、江戸日本橋からなにわ日本橋（にっぽんばし）まで遊びに来てなあ。お金落としてなあ（チャリン）。毎度おおきに。

吽

## 初めての異文化体験 ～グローバル人材への若干の考察（その24）

田中 徹郎（神奈川 #639）

前号では、マドリードよりバルセロナに空路で移動した当日の夜、機内で知り合ったブラジル航空の客室乗務員等とサグラダ・ファミリア教会の側のレストランで会食したことに触れました。その翌日、バルセロナ市内を散策していると、道端に停まっていた乗用車から出てきた3人の男性に囲まれたのです。日本人かと問われたので、そうですと答えたところ、丁度よかったです、あそこの日本領事館にモデルを引受ける日本人の紹介を依頼するつもりだが、今、シエスタ（SIESTA-大体午後1時から4時頃までの昼休み）中のため、開くのを待っている、よければやらないか、報酬（記憶では80ドル程度-当時、1ドル360円）は払うというので二つ返事で引き受けたのです。車に乗せられスタジオに向かいました。そこでは、エレガントなドレスを着た女性モデルが待機していました。私は光沢ある生地の和服か中国服か判然としないものを着せられ、手から真珠の首飾りを垂らしたポーズで、着席した女性モデルの横に立って撮影となりました。彼女は、スウェーデン人で様々な真珠のアクセサリーを身に着けていました。写真は、宝飾業界誌向けとのことでした。払われた報酬は、約束の三分の二程度でした。

また、この散策で、1888年のバルセロナ万国博覧会に合わせて建造されたという、海の彼方を指さすコロンブスが高さ60mの塔に載ったモニュメントに強い印象を受けました。その第一次航海（1492年8月～1493年3月）から最後の第四次航海（1502年5月～1504年11月）において、南部アンダルシア州の3港が利用されたに間わらず、この地に記念碑があるのは、遠征を支援したカトリック両王（フェルナンド王とイサベル女王：本シリーズその20参照）との謁見と、第一次航海の成功を祝う盛大な行事が、1493年4月中旬、ここで催されたからです。

コロンブスは、航海に対する支援を、ポルトガル王やイサベル女王に幾度か懇請しましたが、ことごとく拒否されました。ところが、何故かイサベル女王が翻意し、1492年4月17日、同女王との間で、航海支援に関する協約（サンタ・フェ協約）の調印に漕ぎつけたのです。

因みに、当時のヨーロッパでは「インド」は、現在のインドのことではなく、それより東の全ての地域を含んだ概念であり、スペイン語では“インディアス”と複数形になります。コロンブスはマルコポーロの「東方見聞録」を読み、黄金郷ジパングやカタイ（中国北部）つまり“インディアス=アジア”との交易により、黄金や香辛料などを得る“インディアス事業”を究極の目的としていました。地球は球体故、西回りでこの

「インド」に行けると信じ、到着した地域を西インドと名付けたのです。1492年10月12日（コロンブス記念日）に「発見」、上陸したのは、バハマ諸島のグアナハニ島（サン・サルバドル島と命名）でした。つまり、到達したのは、“インディアス=アメリカ”であり、最後まで“インディアス=アジア”には行けなかったのです。

サンタ・フェ協約の3カ月前、1492年1月2日、カトリック両王は、イスラム最後の砦、グラナダ王国を陥落させ、およそ800年に及んだ国土回復運動（レコンキスタ）を完了、直ちに王権の強化とキリスト教を唯一信仰とする国家建設に着手し、同年3月31日、4カ月の猶予期間をもって、キリスト教に改宗しないユダヤ人を追放する一般勅令を発布しました\*。

ところで、コロンブスはジェノヴァ出身とするのが通説ですが、スペイン入国前から、カタルーニャ語混じりと思われるスペイン語を使いこなす一方、イタリア語の使用記録は殆どなく、果たして、ジェノヴァ人として生きたのか疑問が残ります。

\*この勅令発布の523年後、スペイン政府は、このユダヤ人追放は過ちであったとし、その子孫にスペイン国籍を与える法律第12号を2015年6月25日に公布。

### 参考文献：

- ・神奈川大学人文学研究所「インディアスの迷宮」勁草書房1992・9・5（第1版第1刷）
- ・福井次郎「コロンブスはなぜアメリカ大陸に渡ったのか」彩流社2008・4・20（初版第1刷）
- ・川成洋・坂東省次・桑原真夫「スペイン王権史」中公選書2013・3・10（初版）

（次号に続く）

## Supply Side Global West 2025 に参加して

白井 規直（神奈川 #805）

10月28日から30日までの3日間、ラスベガスで開催されたSupply Side Global West 2025に参加致しました。本展示会は機能性原料に特化した国際展示会で、約1,600社以上の出展者と、期間中約2万人の来場者を有しています。いわゆる健康食品、米国ではダイエタリー・サプリメント（以下サプリ）と呼ばれる市場は、米国が世界最大であることから、本展示会は本業界において世界最大級かつ最も影響力のある展示会といっても過言ではありません。

今回の参加目的は、以下の三点です。

- ①提携する米国PR会社 Baker Dillon Group社と、支援候補企業との会議への出席
- ②新たな支援企業候補の発掘
- ③機能性食品業界の最新トレンド把握

おかげさまで、上記①および②については一定の手

応えを得て帰国することができました。本稿では、③の「業界トレンド」についてご報告いたします。

#### 【展示会の状況】

展示会を通じて、特に印象に残った点は以下の通りです。

#### 1. 中国サプライヤーの多さ

中国サプライヤーが全体の半数近くを占めていたのではないかと感じるほど、その存在感は非常に大きいものでした。トランプ関税という逆風がある中でも、したたかに米国市場を狙う姿勢が随所に見られました。一方で、日本企業のブースは相対的に少なく、やや寂しい印象を受けました。

#### 2. Gummies (グミ)

米国のサプリは、すべてがGummiesになるのではないかと思うほど、グミ形態の製品展示が目立ちました。また、受託製造を前面に打ち出す企業も数多く見られました。

#### 3. Plant Based Protein

プロテイン分野では、動物性から植物性へとシフトする流れが一層顕著になっていました。糖質よりプロテイン、プロテインも動物性より植物性へ、というトレンドがさらに加速している印象です。店頭では依然としてホエイ（乳清）プロテインが高いシェアを占めていますが、Mother's Marketのような自然食品店では、あえてPlant Basedを強調した製品が数多く陳列されていました。今後ますますPlant Basedへの関心が高まると感じました。



#### 4. GLP-1 Expo

Westほどの規模ではないものの、本展示会においてもGLP-1を切り口とした提案を行う企業が複数見られました。

#### 5. NMN（抗加齢サプリ）

米国では近年、NMNサプリメントの取り扱いに関する規制環境が変化しつつあり、注目していましたが、実際の出展は日本および中国の数社に限られていました。展示会直前にサプリへの使用解禁が発表されたばかりで、今回の展示会には間に合っていなかったのかもしれません。



#### 6. リポソーム

有効成分を細胞膜内へ効率的に届ける手段として、リポソーム技術を訴求する展示が目立ちました。有効成分が確実に届くことを示すエビデンスが増えてきたことが背景にあると考えられます。

業界紙『Nutritional Outlook』では、本展示会を以下のように総括しています。

##### 1) 代謝（メタボリックヘルス）

GLP-1薬の効果を補完し、代謝の健康をサポートするための栄養戦略に重点が置かれていた。

##### 2) プロテインベースのソリューション

体重管理や栄養補給に効果が示されているプロテインやファイバーなどの成分が訴求されていた。

##### 3) 栄養不足への対応

GLP-1使用に伴って生じやすい、タンパク質や食物繊維、その他栄養素不足への対応が重視されていた。

##### 4) ホリスティック・ヘルス

体重管理にとどまらず、認知機能、ストレス、全体的な身体的健康のサポートについても議論されていた。

以上のとおり、GLP-1対応は現在の米国サプリ業界における大きなビジネスチャンスであると感じました。今後も引き続き、米国市場の動向を注視していきたいと思います。

### 経済制裁の功罪について思うこと

加藤 政直（埼玉 #744）

日本の外国為替及び外国貿易法（外為法）や米国のOFAC《Office of foreign Assets Control、米国財務省外国資産管理室》規制を含む各国・地域の経済制裁は、軍事侵略、核・ミサイル開発、テロ資金供与、人権侵害等に対し、武力行使以外の手段で行動変容を促すことを目的としています。制裁の対象や強度は国・地域により異なりますが、特定の国・地域に対して厳格な規制が課せられる場合があります。

銀行・貿易金融の現場では、資金決済や貨物取引が

国境を越えて連鎖するため、制裁の実効性は、取引の入り口で確認し、必要に応じて取引制限・停止できる主体（金融・物流等）による審査と実務運用に大きく依存しています。

経済制裁が必要とされる理由として、第一に、制裁は「コストを上げる」ことで違法行為や国際秩序を損なう行為を抑止する政策手段であり、外交・安全保障の文脈では一定の選択肢を提供します。第二に、制裁対象者の資産凍結や取引禁止は、テロや拡散活動への資金・物流経路を遮断し、リスクを現実に低減し得ます。第三に、同盟国・有志国が連携して制裁を整合させることで、迂回取引の余地を狭め、国際規範（法の支配、国連決議等）を補完します。

期待される効果としては、(1) 抑止・牽制：制裁指定や二次的制裁リスクが、関係者の取引行動を変え、調達・資金繰りを困難化させることができます。(2) 資金・貨物の遮断：決済・保険・輸送を含むサプライチェーンの要所で取引が停止し、拡散・テロへの流入を減らし得ます。(3) 透明性の向上：取引審査（KYC：Know Your Customer、制裁スクリーニング、取引モニタリング）の高度化が進み、マネロンや腐敗リスクの抑制にも波及し得ます。

一方で、経済制裁には副作用・課題もあります。(1) 善良な一般市民への波及：特定の政府や指定者を狙う制裁であっても、金融アクセスの低下や対象国の輸入制約を通じて、人道上の医療・食料等の生活必需品をも含む実態経済に影響が及び得ます。(2) オーバーコンプライアンス：違反時の制裁金やレピュテーション毀損を懸念し、法的に許容される人道取引・例外取引まで金融機関側が回避する（米国OFAC規制や米ドル建て決済に伴う制裁リスクを踏まえて、金融機関側で

過度に働くデリシキング）事象が生じることがあります。(3) 迂回・地下化：第三国、名義貸し、複雑な取引構造によって迂回が進むと、監督が届きにくい非公式ルートへ移転し、結果として透明性が低下し得ます。(4) 域外適用・摩擦：通貨・決済網の支配力を背景に域外にも影響が及ぶ場合、企業活動の予見性が下がり、同盟国間でも政治・法務コストが増え得ます。

日頃、主に金融面から経済制裁に携わる立場として、制裁対象国であっても多くの一般市民は罪のない善良な市民であるので、制裁の目的達成と市民影響への最小化がトレードオフになりやすい点は重要な論点だと考えております。制裁が意図した対象以外にも負担を波及させることには個人的に心を痛めており、制度設計と運用の両面での改善が求められるのではないかと思っております。

具体的には、①制裁の精緻化（個人・組織・品目・金融に対する制裁を可能な限り限定し、スマート制裁を志向）、②人道上の例外・ライセンスの明確化と運用の迅速化、③制裁指定解除を含む定期的レビュー、④金融機関の実務負担を踏まえたガイダンス整備（典型取引の判断基準、エスカレーション経路の明確化）、⑤国際協調による抜け穴対策（輸送・保険・貿易管理との一体運営）等が重要ではないでしょうか。

経済制裁は、テロ・拡散等の重大リスクを抑止・遮断する上で不可欠な側面を持つ一方、設計・運営を誤ると善良な一般市民への負担や、正規金融から排除を招きかねません。貿易金融・国際決済に携わる立場としては、リスクベースで実効性と人道配慮の両立を図りつつ、適法な取引を適切に成立させる運用が肝要だと考えます。



## □□□ 第20回 キャッチオール規制 □□□

STC研究会編

(AIBAの会員を中心とした自主的な会であるSTC研究会があります。この記事はその研究会のメンバーが研究会用に執筆した原稿を「AIBAだより」用として一部編集して公開するものです。)

**Q1. 「キャッチオール規制」とはどのようなものですか？**

**A1. 回答**

輸出令別表第1及び外為令別表の16の項に掲載されている貨物・技術、すなわち、動物・食品・木材などを

除くほとんどすべてのものが大量破壊兵器・通常兵器等の設計・製造・使用等に用いられるおそれがある場合には、経済産業大臣の許可を受けなければならないとするものです。特定のHSコード及び通常兵器キャッチオールの特定品目リストに該当するものが対象です。技術については専ら16項規制貨物の設計・製造・使用に係る技術とされており、他の用途に使用できる技術は除外されています。

(貨物等省令28条・役務通達別紙)

ちなみに“キャッチオール”と言う表現は法令には記載がありませんが、国際輸出管理レジームのNSG、AGにキャッチオールと言う言葉が使われており、NSGのガイドラインでは「NSG参加国は両用品リスト掲載品でなくても核爆発に使用されるおそれや疑いがある場合は許可が必要であることを各国の法令で義務付けるべきである」との記載があります。

## Q2. キャッチオール規制にはどのような規制がありますか？

### A2. 回答

キャッチオール規制には16項貨物・技術が核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイルなど（核兵器等）に用いられるおそれがある場合の大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器（別表第一の一の項貨物から核兵器等を除いた兵器）の開発等に用いられるおそれがある場合の通常兵器キャッチオール規制があります。

## Q3. 各要件について教えてください

### A3. 回答

需要者要件は貨物・技術の需要者・使用者が大量破壊兵器や通常兵器の開発等を行ったか、あるいは行う場合、用途要件は輸出貨物等が大量破壊兵器や通常兵器の開発等に使用されるおそれがある場合、インフォーム要件は経産省から許可申請をする様連絡があった場合です。需要者要件、用途要件、インフォーム要件のどれが規制要件となるかは大量破壊兵器や通常兵器の

別と地域により異なります。

## Q4. 各地域について教えてください。

### A4. 回答

別表第三の地域は主要国際レジームすべてに参加し、国内法でキャッチオールも含めた輸出規制を厳格に実施している国でアルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国の27か国です。（2025年12月現在）これらの国はグループA国と呼ばれていてキャッチオール規制の対象外でしたが、懸念地域への迂回輸出防止の為、2025年10月9日からインフォーム要件の対象となりました。

別表第三の二の地域は国連武器禁輸国でアフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スudanの10か国です。（2025年12月現在）

それ以外の地域は一般国と呼ばれる上記二つ以外の国・地域です。なお、別表第四（懸念国）があり、イラン、イラク、北朝鮮の3カ国ですが、キャッチオール規制には別表第四国向けの規定はありません。イラク、北朝鮮は別表第三の二の地域であり、イランは上記区分では一般国になりますが、米国の規制対象で代金決済が出来ない上、二次制裁の可能性がある為実質取引は出来ません。

## 全体活動

### 【第191回理事会開催】

11月8日、今期24期4回目の理事会が開催された（Zoom会議）。シニア会員申請者の承認、文書管理規定一部改訂、支部役員報酬の3件を審議し、その他の報告事項を確認した。会員には「第191回理事会議事録」をメール配信済み。なお、次年度のAIBA総会は2026年6月27日（土）開催予定。

### 【ジェトロ専門家公募に関するオリエンテーション開催】

10月24日、11月21日の2回、2026年度ジェトロ専門家公募に関する会員向けオリエンテーションをZoomにより開催した。

### 【10月度AIBA勉強会】

10月4日AIBA勉強会（会員及び一般）をZoomにより開催。テーマは「安全保障貿易管理の基礎と最新の動向～キャッチオール規制の強化～」

講師：貿易アドバイザー協会 安全保障貿易管理研究会  
メンバー [釜堀 (#228)、三上 (#519)、森 (#569)、  
平田 (#695)、柏野 (#743)、加藤 (#744)、久  
米 (#916)]

### 【12月度AIBA勉強会】

12月27日AIBA勉強会（会員限定）をZoomにより開催。「AIBA創立30周年特別企画」として、柏野会員 (#743) の司会のもと網谷昭寛会員 (#001)、川田康博会員 (#027)、渡辺肇幸会員 (#115) にAIBA設立の経緯、初期の苦労話などを拝聴した。

また、柴田篤会員（#508）には故永野靖夫会員（#068）についてお話を頂いた。

事前に会員から収集した質問にも答えていただき、今後のAIBAの活動に有意義な集いとなった。これを第一弾として、第二弾の企画も検討中。

## 【2025年忘年会の開催】

古田浩（交流会担当）、神奈川 #862

恒例となりましたAIBA忘年会を12月16日（土）に都内のレストランで開催しました。例年の如く東京開催のため、多くの首都圏在住の会員に参加いただきましたが、今回は複数の関西支部の会員にも参加いただき総勢29名です（忘年会写真を参照）。参加者は2桁台の会員番号から近年入会の900番台まで幅広く交流を深める良い機会となり、瞬く間に約2時間が過ぎました。

今年1年間の会員同士の交流は、多士済々の会員の紹介を軸に「会員に役立つ書籍」、「海外展開用の補助金制度」、「社会人大学院のすすめ」をテーマにオンライン（首都圏）交流会を実施しました。また6月には、これも恒例となりました総会後の懇親会に多数の会員に参加いただきました。2026年も全会員対象の交流・懇親会を定期的に開催しますので、気軽にご参加いただければと思います。



## 支部活動

### 東海支部

#### 【7月定例会】

日 時：2025年7月19日（土）14：00～17：30

場 所：名古屋会議室 第1会議室（名古屋駅近くの貸し会議室）

出席者：リアル参加者7名とZoomによるリモート参加者4名（参加率：50%）

内 容：

##### 1) 情報共有と連絡・協議事項

- ・6/28 定時会員総会報告及び7/12 理事会報告
- ・東海支部運営細則の改正
- ・東海支部所属新会員の紹介、参加者自己紹介
- ・貿易アドバイザー試験2025の広報活動への協力依頼
- ・今期の事業計画

・その他

##### 2) 勉強会

演 題：「最近の貿易実務動向」

講 師：石川 雅啓 会員（#602）近畿大学経営学部准教授、元ジェトロ

＜内容＞国際小口貨物の急増に伴う各国の制度改革の動向等について解説をいただいた（名古屋に来ていただきました）。

##### 3) オンライン懇親会（16：30～17：30）

会員同士の親睦を図るべく、参加者の近況報告や情報提供を交えた懇談を行った。

##### 4) その他

例会終了後、リアル参加者6名及び講師の石川さんと数年ぶりのリアル懇親会を行い、大いに盛り上りました。

## 【9月定例会】

日 時：2025年9月27日（土）14：00～17：30

場 所：名古屋会議室 第1会議室（名古屋駅近くの貸し会議室）

出席者：リアル参加者4名とZoomによるリモート参加者6名（参加率：45%）

内 容：

##### 1) 情報共有と連絡・協議事項

- ・9/14 理事会報告
- ・貿易アドバイザー試験2025の広報活動への協力依頼
- ・その他

##### 2) 勉強会

演 題：「仕事はやってこない どうやって成約するか？」

講 師：芳賀 淳 会員（#562）合同会社ロト

＜内容＞貿易アドバイザーとして外部仕事（主に公的機関）の取り方について、経験に基づいて話ををしていただきました。（名古屋に来ていただきました）。

##### 3) オンライン懇親会（16：30～17：30）

会員同士の親睦を図るべく、参加者の近況報告や情報提供を交えた懇談を行った。

## 関西支部

### 【English Café】

日 時：2025年10月26日（日曜日）10：00～12：00

場 所：グランフロント大阪 ナレッジサロン

国際ビジネスの現場で本当に求められるのは教科書的な英語力ではなく、自分の考えを英語で伝え、相手と対話する能力です。その力を実践的に磨く場として、私たちは2ヵ月に一度English Caféを開催しています。English Caféのルールは非常にシンプル。“全ての会話を英語で行い、日本語は使わない”。この一つだけです。だからこそ参加者は英語を話すスイッチを入れ、

実践に近い緊張感と集中力の中で会話に向かいます。

今回のテーマは5年後の自分。参加者それぞれが、「今の職場でどのようなキャリアを築きたいか」「新たに挑戦したい分野」「実現したい夢」「健康で充実した人生をどう描くか」といった将来を、英語で語り合いました。通常は30分毎にペアを変えて英会話を行ないますが、今回は議論が深まり、1時間同じペアで話し続ける場面も見られました。単なる英会話練習ではなく、考えを整理し相手に伝え、共感や新たな視点を得る。そんな濃密な対話が自然と生まれた時間となりました。

穏やかな雰囲気の中にも学びへの真剣さがある。English Caféは、語学力だけではなく国際ビジネスに不可欠な思考力と発信力を同時に鍛える、実践型の学びの場です。私たちは今後もこうした活動を通じて、世界と向き合う人材の育成と企業・個人の国際展開を支えて参ります。

## 【11月定例会】

日 時：2025年11月15日（土曜日）15：00～17：00

場 所：グランフロント大阪 ナレッジサロン

### 1) 活動報告

- ・9月・10月の支部活動及び今後のスケジュール
- ・和歌山産業振興財団案件
- ・見学会の概要

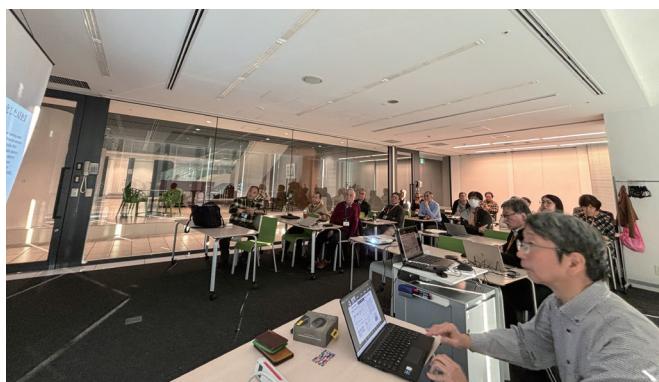
### 2) 講 演：生成AIを駆使した多言語海外展開用ツール

講 師：SAGE合同会社 東様

今回の定例会では、言語を武器にした海外展開用ツールとして、最新のAIツールをご紹介いただきました。

英語や中国語など多言語に精通した貿易アドバイザーが集う私たちにとって、「AIをどう実践に生かすか」という視点は非常に刺激的な内容でした。単なる翻訳にとどまらず、海外向け情報発信の質とスピードを高める可能性を感じさせる、示唆に富んだ講演となりました。

定例会終了後には、恒例の懇親会を開催。今回の懇親会会場は同じグランフロント大阪内の開催ということもあり、移動のストレスもなく自然な流れで交流が深まりました。海外市場の動向、通関実務、企業支援の現場など、貿易の最前線に立つ専門家な



らではの濃密な情報交換が行われ、有意義な時間となりました。私たちはこうした定例会や交流の場を通じて「実務に役立つ知見」と「人と人とのつながり」を大切にした活動を続けています。

## 【English Café】

日 時：2025年12月14日（日曜日）10：00～12：00

場 所：グランフロント大阪 ナレッジサロン

今回のEnglish Caféには、関西支部会員に加え外部からの参加者も含め計7名が集まりました。少人数ならではの落ち着いた雰囲気の中、実践的かつ密度の高いセッションが展開されました。

前半の1時間のテーマは「来年の抱負」。参加者それぞれが自身の目標や展望をすべて英語で共有しました。内容は、個人として挑戦したいテーマ、勤務先が直面する事業上の課題、健康だからこそ実現したい海外旅行の計画など多岐にわたり、仕事と人生の両面を見据えた深みのある発表が続きました。貿易や海外ビジネスの知識・経験に加え、自分自身と向き合い、次なる課題や希望を言語化する能力もまた、国際的に活躍するプロフェッショナルに欠かせない要素です。

後半の1時間はペアに分かれ、前半で特に関心を持ったテーマをさらに掘り下げた英会話セッションを実施。率直な意見交換や異なる視点からの問い合わせにより議論は自然と深まり、非常に密度の高い対話が繰り広げられました。

English Café終了後には恒例のランチ会も開催。リラックスした雰囲気の中で、仕事以外の話題に花が咲き、参加者同士の距離が一層縮まる心地よい交流の時間となりました。

私たちは今後も語学力の向上に留まらず、人と人をつなぎ視野を広げる実践の場としてEnglish Caféを継続してまいります。

## アドバイザーの活動

2025年10月から12月の当協会会員による貿易アドバイザー活動についての報告（今後の活動予定も含む）をまとめたリストです。公表を避けて未報告の活動案件も多数あると推定されますので、本リストでは活動全般を網羅していないことをあらかじめお断りします。

### 講演・講師

#### 塩井 彰（神奈川 #527）

2025年10月～2026年2月

行事名：ジェトロ・メンバーズ限定ウェビナー

主 催：ジェトロ（日本貿易振興機構）

テーマ：「EPA活用講座2025」第1回、第2回

内容概略：第1回 – EPAの全体像を知り、基本の要

素を理解して使い始めよう！－  
第2回－具体的な事例と書類の作成方法－  
会 場：事前収録オンデマンド方式（配信期間：2025  
年10月～2026年2月）

11/5

行事名：オンラインウェビナー  
主 催：特許庁・ジェトロ・INPIT共催  
テーマ：「海外ビジネスのリスクマネジメント」  
内容概略：海外ビジネスを成功に導く！－実務経験  
者から学ぶ、知財リスクマネジメント－  
会 場：オンライン

11/18、20

行事名：通関手続オンラインセミナー（基礎編）  
主 催：日本関税協会神戸支部  
テーマ：「JETROによるEPAの活用事例（輸出）」  
内容概略：EPAの活用メリット・我が国からの輸出  
にかかるEPA活用事例の紹介  
会 場：事前収録オンライン、2日間計4回

弓場 優也（大阪 #415）

12/11

行事名：イタリア語専攻学生特別セミナー  
主 催：京都産業大学ヨーロッパ言語学科  
テーマ：「イタリア駐在での仕事」  
内容概略：海外駐在員の仕事における言語の有用性  
会 場：京都産業大学上賀茂キャンパス

清水 栄治（山口 #851）

12/16

行事名：EU法規制動向セミナー  
主 催：東京都立産業技術研究センター  
テーマ：循環経済へのシフトとEUバッテリー規則～  
日本企業が取るべき行動とは～  
内容概略：EUバッテリー規則の内容と最新情報  
会 場：ビジョンセンターグランデ浜松町（東京）+  
アーカイブ配信

笛沼 喜美男（東京 #725）

12/19

行事名：ひなたMBA（フードビジネス部門）  
主 催：宮崎県商工観光労働部（受託者株式会社ア  
クトミライ）  
テーマ：「世界に届け！海外販路開拓の基礎と実践テ  
クニック」  
内容概略：販路拡大（5講座中の第2回）～海外に売  
るためのイロハを学び最初の一歩につな  
げます～  
会 場：宮崎市ひなたキャンパス+オンライン（ハイ

ブリッド）

執 筆

平田 信一（神奈川 #695）

12/17発行

発表先：日本経済新聞 12/17付朝刊30面、経済教  
室欄コラム「私見卓見」  
テーマ：「原産国決定基準を国際統一せよ」  
内容概略：グローバルサプライチェーンの複雑化と  
米国相互関税の導入で混乱するいま、日  
本主導でWTOが統一的な原産国決定基準  
を定めるべきである。

会員9名

12/10発刊

発表先：JCAAビジネスジャーナル（JCAA会員サイ  
ト内 オンラインISSN 2760-4586）  
内容概略：JCAA（日本商事仲裁協会）があらたに發  
刊した「国際ビジネスの現場と法務をつ  
なぐ情報誌」（年3回発刊予定）の初回号  
内記事。9名による計14本の論考。

## 会員著書紹介

書 名：『13歳からの 図解でやさしい貿易 世界をつなぐ  
経済のしくみ』  
(コツがわかる本！ジュニアシリーズ)

著 者：石川 雅啓（大阪 #602）

出版社：メイツ出版

発行日：2025年9月26日

価格（税込）：1,892円、(Kindle電子版は1,836円)

ISBNナンバー：ISBN-10 4780430704,

ISBN-13 978-4780430707

紹介文：本書は、13歳（中学生）以上を対象としつつも、  
貿易の歴史、WTO、FTA/EPA、ワシントン条

約、バーゼル条約、  
インコタームズ、  
税関の機能、保税  
地域、デジタル貿  
易、フェアトレー  
ド、SDGs、フード  
ロス、気候変動と  
貿易など、非常に  
幅広く取り扱って  
おり、大人の方で  
も十分楽しめます。



## AIBA-NET 論壇

2025年10月から12月の期間にAIBA-NETで交わされた貿易実務に関する情報、質疑などの主なテーマを抽出しました。詳細については、AIBA-NETでのやりとりをご参照下さい。

### 10月

- ・買取銀行の資金回収の方法（回金方式・リンバース方式・デビット方式）
- ・UAEで販路開拓したいが代理店保護法が気になる

- ・リチウムイオンバッテリー同梱製品を海外へ輸出する方法
- ・中国の輸出管理規制（2025年11月施行、リチウム電池関連品目及び技術、人造黒鉛負極材料関連品目及び技術に対する輸出規制）への対応について

### 11月

- ・ステーブルコインについて：米国で進むステーブルコインの規制整備／日本円ステーブルコイン「JPYC」および発行・償還プラットフォーム「JPYC EX」／3メガバンクのステーブルコイン共同発行を金融庁が支援

## AIBA-NET Q&A

### 相談

### 輸入ユーザースにおけるT/R (Trust Receipt) の役割

あるテキストに「本邦ローンを受けるには、輸入者は、銀行から貨物を借り受けるための契約書である輸入担保荷物保管証（T/R: Trust Receipt）と、債権証書としての外貨建約束手形（輸入ユーザース手形）を銀行に差入れ、貸渡しを受けていることを明確にする」とありました。本邦ローンは、信用状発行銀行がユーザースする「自行ユーザース」と信用状なし取引において取立銀行がユーザースを行う「B/Cユーザース」があると理解しておりますが、これらとT/R（甲／乙／丙）の関係がいまいちわかりません。

回答者：3名の方（利見、水口、弓場）からのご意見を総合し補足したものです。

回答

- ・輸入ユーザースとは、「輸入者に対する外貨での融資（支払猶予）」のことです。誰が融資するかで、輸出者（シッパーズ・ユーザース）と銀行（バンク・ユーザース）とに区分され、さらに国内の銀行によるものを本邦ローン（自行ローン）、海外の銀行によるものを外銀ユーザースといいます。
- ・なお、「B/Cユーザース」はB/C (D/P) なら本邦ローン（バンク・ユーザース）であり、B/C (D/A) の場合はシッパーズ・ユーザースとなります。
- ・本邦ローンの場合、日本の銀行が輸入者に代わって対外的な決済を行い、輸入者からの支払いを受けるまでの期間融資することになります。銀行が決済を行うと輸入貨物の所有権は銀行に移ります。約定書には「輸入に係る船積書類及び輸入貨物は、銀行の譲渡担保」であることが明記されており、輸入者が決済するまでは所有権は銀行にあります。
- ・しかし、銀行がそのまま貨物を保有していくには、輸入者は輸入した商品を販売でませんし、他方、銀行は支払いを受けずに輸入者に貨物を渡すことなどできない相談です。
- ・そこで「T/R（貸渡）」が行われます。「T/R（貸渡）」は、本来銀行の担保である輸入貨物の所有権は銀行に残し、輸入者にはその貨物を使用させ、その販売代金でユーザースの返済に充当するものです。実務としては輸入者から様式としてのT/R依頼書を銀行に差し入れてもらうことになります。
- ・但し、T/Rには使用するT/Rの約定内容により甲号（特甲号）／乙号／丙号があり、海上貨物は甲号、航空貨物の場合は丙号が主に使われていましたが（乙号はまず使用しない）、甲号・乙号・丙号という名称自体は2000年頃から2010年頃にかけて漸次使われなくなり、現在では「T/R」という総称で呼ばれています。

- ・安全保障貿易対策：ロシア、NEC製海底通信ケーブル（キプロス向け輸出品）を軍事転用
- ・RORO船のインコタームズFAS条件について

## 12月

- ・「酒類輸出卸売業免許」新規取得の条件
- ・使用済みオイルフィルターの試験目的輸入における廃棄物該当性の判断について
- ・本邦ローンとT/Rについて→AIBAネットQ&A
- ・自民党・日本維新の会、令和8年度税制改正大綱（2025/12/19付）：国際課税の強化について（越境EC、輸出免税、ほか）。

### 【免責事項】

本紙で提供している情報はできるだけ正確を期するよう心掛けておりますが、提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、AIBAおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承の上ご利用される方のご判断と責任においてご使用ください。また本紙の無断での転載・複製は禁じます。

### 〈編集後記〉

☆令和8年（2026年）最初のAIBAになります。今回から少し体裁を変えてみましたが、お気づきですか？冒頭のごあいさつ等のメッセージのあとに「一般寄稿」、そのあとに「全体活動」という分類タイトルを追加しました。「一般寄稿」は会員各位の個人投稿を、「全体活動」は組織全体の活動を括ってあります。「支部活動」には従来通り首都圏地区を含む各支部主催のものを掲載しています。

☆AIBAだよりは、会員むけ情報共有のための「会報」的性格と、対外的に発信をする「機関紙」あるいは「広報誌」的役割が共存しています。バランスよく興味深く手にとってもらえるものを目指しますので今後ともご協力よろしくお願ひいたします。

☆ご意見、感想は以下アドレスにお願いします。

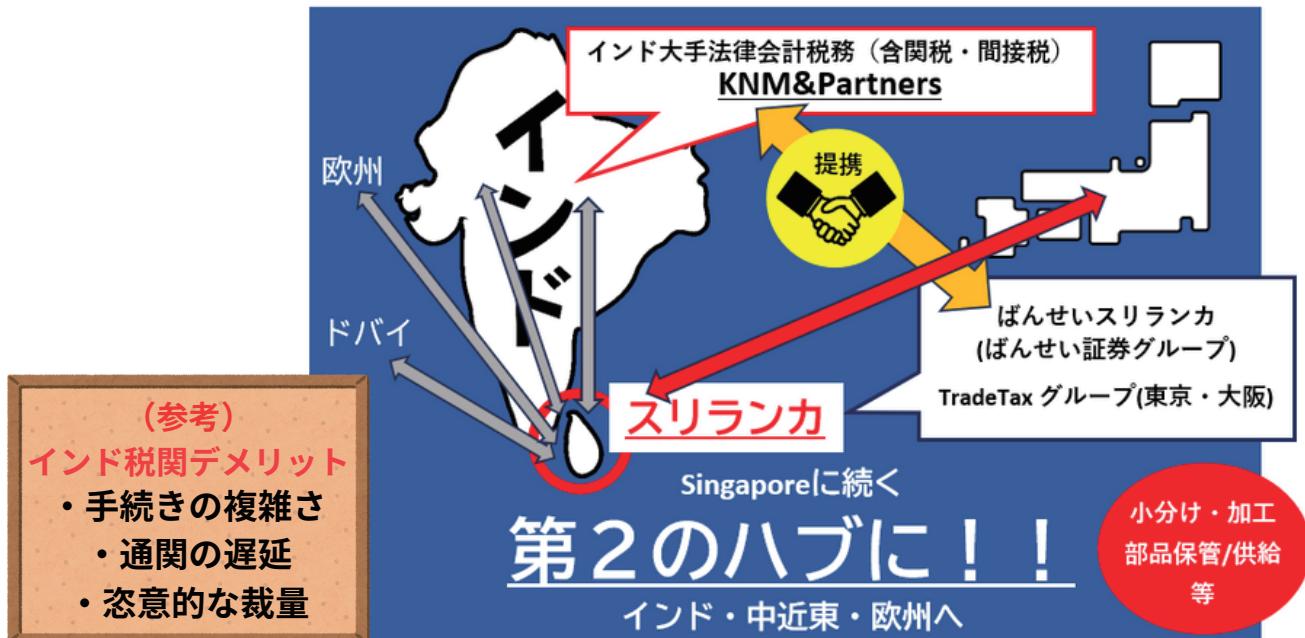
aiba-dayori-hensyu@trade-advisers.com

（編集担当 K.S.）



（広告）

## 日印ロジスティクス・国際税務



TradeTaxグループ 担当：柴田篤(#508) / 柏野健(#743) / 千田昌明(元AIBA会員)

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-3-5 Kioicho435 3F

お問い合わせ⇒ [info@japan-jil.com](mailto:info@japan-jil.com)

QRコードが開けない方はコチラ⇒ [www.japan-jil.com](http://www.japan-jil.com)

